

公益財団法人どうぶつ基金  
定 款

# 定 基

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人どうぶつ基金と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 兵庫県芦屋市に置く。

② この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設とに寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 動物の飼育法に関する相談事業
  2. 犬及び猫の不妊及び去勢手術の奨励事業
  3. 犬及び猫の里親探し方法の指導
  4. 動物愛護思想の普及啓発
  5. 動物愛護関係諸団体との連絡調整
  6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ② 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

② 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するためには善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会において、議決に加わることのできる理事4分の3以上の議決を経たのち、評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 6 財産目録

② 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 1 監査報告
- 2 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 3 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- ② 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- 1 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用者
  - 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - 2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国會議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- (1) 国の機関
  - (2) 地方公共団体
  - (3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - (4) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - (5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - (6) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- ③ この法人の評議員のうちには、この法人の理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

#### (任 期)

第12条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- ② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- ③ 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

- ② 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第5章 評議員会

#### (構 成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

#### (権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任及び解任
- 2 理事及び監事の報酬等の額
- 3 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 4 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 残余財産の処分
- 7 基本財産の処分又は除外の承認
- 8 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- 9 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- ② 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (定足数)

第18条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 1 監事の解任
  - 2 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - 3 定款の変更
  - 4 基本財産の処分又は除外の承認
  - 5 その他法令で定められた事項

③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
② 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役 員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上10名以内
  - 2 監事 2名以内
- ② 理事のうち、1名を理事長とする。
- ③ 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- ② 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- ③ 理事のうち、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- ④ 監事のうち、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- ③ 代表理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 1 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- 2 この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- 3 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- 5 前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 6 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- 7 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- 8 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、理事及び監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決に基づいて行わなければならない。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

- ② 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問)

第30条 この法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

- ② 顧問は、次の職務を行う。
  - 1 代表理事の相談に応じること
  - 2 理事会からの諮問された事項について参考意見を述べること
- ③ 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- ④ 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事の選定及び解職

### (招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

### (決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### (報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- ② 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

### (議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第38条 この定款は、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て変更することができる。

② 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

### (解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

### (設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- ② 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- ③ 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の議決を得て任免する。
- ④ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- 1 定款
- 2 理事、監事及び評議員の名簿
- 3 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- 4 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
- 5 財産目録
- 6 役員等の報酬規程
- 7 事業計画書及び収支予算書
- 8 事業報告書及び計算書類等
- 9 監査報告書
- 10 その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条  
関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	フィリピン・USリート・ファンド・Bコース（外国籍不動産投資信託） 130,838,704口 国際ワールド・リート・オープン（毎月決算型）（外国籍不動産投資信託） 193,841,274口